

策定済み府省の環境配慮の方針

平成 1 5 年 9 月

中央環境審議会総合政策部会事務局

【目次】

防衛庁環境配慮の方針
.....

総務省環境配慮の方針
.....

法務省の環境配慮について
.....

農林水産省環境配慮の方針
.....

国土交通省環境政策の基本的方向
.....

環境省環境配慮の方針
.....

防衛庁環境配慮の方針

基本の方針

環境基本計画（平成12年12月22日閣議決定）を踏まえ、防衛庁における環境配慮の基本の方針は以下のとおりとする。

1．環境施策の推進

保有する装備及び施設等の維持・管理において、より良い環境を保全・創造していくため、環境基本計画等に基づき、各種施策を積極的に推進する。

(1) 環境への負荷低減

保有する装備及び施設等の維持管理において、粉塵やばい煙、汚水などが発生する場合には、環境保全の観点から、その防止、軽減に努める。

(2) 環境教育の推進

環境対策の根幹は職員一人一人の環境保全への意識を高めることが肝要であるとの認識の下、職員に対し積極的に環境保全に関する意識の高揚を図る。

2．事務活動における環境配慮

事務活動全般にわたり、環境へ及ぼす影響を低減するため、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に基づき、各種施策を積極的に推進する。

(1) オフィス活動における環境配慮

オフィス活動において、職員自らが身近なところから地球温暖化対策等に係る各種施策の実践に努めるとともに、省エネ・省資源を推進し、廃棄物の削減とリサイクルを積極的に進める。

(2) グリーン調達

物品やサービスの調達に当たっては、環境負荷の少ない製品等を積極的に選択し、グリーン調達を積極的に進める。

基本の方針に基づく目的・目標

具体的な目的・目標は別紙1のとおりとする。

その他環境配慮の方針の推進に関する事項

- 1．本方針の進行管理のための基本的事項及び体制については、別紙2の防衛庁環境管理システム設置要綱において定める。
- 2．本方針及び防衛庁環境管理システムに関する事項は公表する。

防衛庁環境配慮の方針に基づく目的・目標

環境配慮の方針	目的	主要施策	番号	目標
1. 環境施策の推進 (1) 環境への負荷低減	安全な大気環境を確保する。	ばい煙、ダイオキシン類、二酸化炭素等の排出抑制及びモニタリングを実施する。	1	建物解体及び車両の走行等による粉塵発生を抑制する。
			2	ばい煙発生施設（ボイラー等）からの排出されるばい煙を定期的に測定する。
			3	焼却炉から排出されるダイオキシン類を定期的に測定する。
			4	平成16年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。
	安全な水環境を確保する。	施設からの排水対策及びモニタリングを実施する。	5	し尿浄化槽等を適切に維持管理する。
			6	施設から公共用水域への排水状況を定期的に測定する。
	静かな音環境を保全する。	事業活動に伴って発生する騒音を抑制する。	7	特定施設から発生する騒音を抑制する。
			航空機騒音等を抑制し、所要の対策を推進する。	8
		9		運航対策（飛行経路、飛行時間帯等）を検討する。
		10		周辺対策（防音工事等）を推進する。
	安全な海洋環境を保全する。	海洋保全対策を図る。	11	船舶から発生する廃棄物等の海洋投棄を抑制する。
	循環型社会システムの構築を促進する。	一般廃棄物及び産業廃棄物対策を推進する。	12	一般廃棄物を適正に処理する。
			13	産業廃棄物を適正に処理する。
			14	廃棄物を分別し、リサイクルを推進する。
			15	PCB廃棄物を適正に保管する。
(2) 環境教育の促進	環境教育を促進する。	職員の環境対策に関する意識の向上を図る。	16	防衛庁独自に環境月間及び環境週間を設定し、意識の高揚を図る。
			17	職員の教育のため、講演会等を開催する。
			18	環境教育に資する催しを実施する。

環境配慮の方針	目的	主要施策	番号	目標
2. 事務活動における環境配慮 (1) オフィス活動における環境配慮	オフィス活動に伴う環境負荷を低減する。	地球温暖化対策に係る政府の実行計画を推進する。	再掲	平成 16 年度までに全ての一般公用車を低公害車に切り替える。
			19	公用車で使用する燃料の量を現状比（13'実績：以下同じ）で平成 18 年度までに概ね 85 % 以下とする。
			20	用紙類の使用量を現状比で平成 18 年度までに増加させない。
			21	事務所の単位面積当たりの電気使用量を現状比で平成 18 年度までに概ね 90 % 以下とする。
			22	エネルギー供給設備で使用する燃料の量を現状比で平成 18 年度までに増加させない。
			23	事務所の単位面積当たりの上水使用量を現状比で平成 18 年度までに 90 % 以下とする。
			24	事務所から排出される廃棄物の量を現状比で平成 18 年度までに概ね 75 % 以下とする。
			25	廃棄物中の可燃物の量を現状比で平成 18 年度までに概ね 60 % 以下とする。
			26	その他、政府の実行計画に定められている事項について推進する。
(2) グリーン調達の推進	環境負荷の少ない持続可能な社会の構築を図る。	環境負荷の少ない製品等を選択・調達する。	27	環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき毎年度策定される防衛庁の調達方針に従い調達を推進する。

防衛庁環境管理システム設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境基本計画に基づき、防衛庁環境配慮の方針(以下「環境配慮の方針」という。)を推進するために、防衛庁環境管理システム(以下「システム」という。)の基本的事項及び体制について定めるものとする。

(システムの運用に関する基本的事項)

第2条 システムの実施に当たっては、次の仕組みに基づく施策の推進、評価、改善等と十分調整を行い、効果的かつ効率的な事務の推進を図ることとする。

- (1) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基本計画
- (2) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく政府の実行計画
- (3) 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針
- (4) 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)に基づく循環型社会形成推進基本計画

(システムの適用対象組織)

第3条 システムの適用対象は、次に掲げる組織及び区域とする。

- (1) 適用対象組織
防衛庁のすべての組織(ただし、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に関する事項についてはその対象組織)
- (2) 適用対象区域
防衛庁の組織が所在するすべての区域(ただし、地球温暖化対策の推進に係る政府が定めた計画等に関する事項についてはその対象区域)

(最高責任者等)

第4条 システムを推進するため、最高責任者及び副最高責任者を置く。

- 2 最高責任者は、次に掲げる事項を処理する。
 - (1) 環境配慮の方針及びシステムの見直しを行うこと。
 - (2) システムの運用に必要な人的、物的及び財政的資源を確保すること。
- 3 副最高責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときにその職務を代行する。
- 4 最高責任者は事務次官をもって充て、副最高責任者は長官官房長をもって充てる。

(環境配慮の方針推進・点検委員会の設置)

第5条 環境配慮の方針及びシステムの円滑な運営管理、また、推進・点検を図るため、環境配慮の方針推進・点検委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の職務は次のとおりとする。
 - (1) システムの確立及び運用管理に関すること。
 - (2) システムの運用状況等に係る最高責任者等への報告に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる場合審議を行う。

- (1) 環境配慮の方針の改定等を行う必要が生じたとき。
 - (2) システムの調整を行う必要が生じたとき。
 - (3) システムの見直しを行うとき。
 - (4) 環境配慮の方針の点検結果を評価するとき。
- 4 委員会の構成は次のとおりとする。
- (1) 委員長：環境保全に係る対策の調整に関することを担当する防衛参事官
 - (2) 委員：長官官房施設課長
管理局会計課長
防衛大学校総務部施設課長
防衛医科大学校総務部総務課長
防衛研究所総務課長
陸上幕僚監部装備部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部総務課長
統合幕僚会議事務局第1幕僚室総務運営調整官
技術研究本部総務部会計課長
契約本部総務課長
防衛施設庁環境保全調整室長
- 5 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、第4項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。
- 8 関係部局は、委員長から関係職員の出席、資料の提出等の要求があった場合には、これに協力するものとする。
- 9 委員会に関する庶務は、長官官房施設課環境対策室において処理する。
- 10 前各号に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(点検)

第6条 環境配慮の方針の進捗状況については、各機関毎に毎年度に1回点検を行う。

(環境配慮の方針及びシステムの見直し)

第7条 最高責任者等は、第5条に規定する委員会の審議を経て、環境配慮の方針及びシステムの見直しを行う。

総務省環境配慮の方針

1 はじめに

平成12年12月に政府が閣議決定した環境基本計画は、持続可能な社会の実現を図ることを目的とし、その実現のために「環境への負荷の少ない循環を基調とする社会経済システムの実現」、「自然と人間の共生」、「公平な役割分担の下でのすべての主体の参加の実現」及び「国際的取組の推進」の4つの環境政策を長期目標として掲げています。

長期目標の一つに掲げられる、「すべての主体の参加」の目標の実現のためには、すべての主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下に、現在の経済社会システムや生活様式を変革し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会を構築することが求められています。特に、環境基本計画に示されているように、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされています。

このため総務省では、以下のとおり環境基本計画の実行計画となる自らの「総務省環境配慮の方針」を策定し、環境への更なる取組の推進を図ることとしました。

2 方針の位置付け

環境基本計画は、環境基本法に掲げられた環境政策の基本理念を具体化していくための戦略を明らかにしたものです。本方針は、環境基本計画の理念を受け、総務省の環境政策の基本的考え方と長期的な目標を示すとともに、経済活動の主体としても、環境への配慮を適切に推進することを目的としています。

3 基本方針

総務省としては、以下の基本方針を下に、環境問題に係る施策を総合的かつ計画的に展開していくこととします。

(1) 情報通信を利用した環境負荷の削減等

環境基本計画は、情報通信技術の革新が、我が国の経済社会システムの高度化、生産活動や生活様式の変革を通じて、環境負荷の削減に大きく寄与するこ

とが期待されるとしています。そこで、総務省は、情報通信技術を利用することにより、高度道路交通システムの開発の推進、テレワーク等の交通代替手段の研究を推進することにより、環境負荷の削減を図るとともに、環境に関する計測技術やモニタリング手法等の新技術の開発を行っていきます。

(2) 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制

情報通信技術の革新は、環境負荷の削減に寄与する反面、情報化の進展により節減された時間や所得が振り向けられる経済活動のあり方や、情報化を支える情報通信インフラや情報機器の利用などによって、二酸化炭素排出量の増加等、新たな環境負荷が発生する可能性もあると考えます。

総務省は、こうした状況にかんがみ、「情報通信を活用した地球環境問題への対応」(平成10年5月 電気通信審議会答申)及び「地球温暖化対策推進大綱」(平成14年3月 地球温暖化対策推進本部決定)に基づき、情報通信審議会において、省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための情報通信業界団体の自主行動計画のフォローアップを行っているところですが、今後もこれを継続していきます。

また、情報通信インフラ・機器の省エネルギー化等をさらに進めるために、技術的な検討を行っていきます。

(3) 消防防災分野における環境問題への対応

総務省は、消防防災分野における環境問題への対応として、環境負荷の削減等に加え、各種の環境対策の推進に伴って必要となる安全の確保対策を進めています。具体的には、消火器・防災物品等のリサイクルの推進、ハロン消火剤等の抑制対策の推進、地下に埋設される危険物施設(タンク)の安全・環境対策の推進を行うとともに、燃料電池の実用化に向けた安全対策の推進、廃棄物処理施設における火災予防や消火技術等の研究などを行います。

(4) 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進

環境基本計画では、国は、同計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じることとされており、総務省は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるように努めていきます。

(5) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

総務省は、通常の経済活動の主体として行う行動についても、環境配慮を適切に織り込んでいくことによって、環境への負荷をさらに低減していきます。

既に、平成10年10月に地球温暖化の推進に関する法律、平成12年5月にはグリーン購入法が制定され、経済主体としての国の活動に環境配慮を織り込んでいく取組が進められているところですが、総務省としても、グリーン購入法の適切な実施を推進するため、環境物品等の調達を推進を図るための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画の推進・点検体制を定めることにより、本計画の適切な実施に努めていきます。

4 環境配慮の方針推進システム

本方針の進行管理のための基本的事項及び体制については、「総務省環境配慮の方針推進システム設置要綱」において定めます。

本方針及びその推進システムの継続的改善を図るため、自己点検結果や中央環境審議会の意見などを踏まえ、必要に応じ、取組の改善措置を講じるとともに本方針及び推進システムの見直しを行うよう努めていきます。

平成15年3月27日
総務省

総務省環境配慮の方針推進システム設置要綱

第1条 この要綱は、環境基本計画に基づき、総務省の環境配慮の方針を推進するために、総務省が運用・管理する環境管理システムである環境配慮の方針推進システム（以下「システム」という。）の基本的事項及びその推進体制を定める。

第2条 システムを推進するため、以下の事項を処理する環境配慮の方針推進本部を設ける。

- (1) 環境配慮の方針の策定及び改定を行うこと。
- (2) システムの見直しを行うこと。
 - 2 環境配慮の方針推進本部の本部長は、大臣官房長をもって充てる。

第3条 システムの円滑な運用管理を行うため、推進本部の下に環境配慮の方針推進事務局を設ける。

- 2 環境配慮の方針事務局は、次の事項を処理する。
 - (1) システムの確立及び運用管理に関すること。
 - (2) システムの運用状況の推進本部への報告に関すること。
- 3 環境配慮の方針推進事務局の事務局長は、大臣官房企画課長をもって充てる。

第4条 環境配慮の方針及びシステムに関する事項等は、公表する。

第5条 環境配慮の方針の進捗状況については、毎年点検を行う。

第6条 環境配慮の方針推進本部は、第3条に定める環境配慮の方針推進事務局の審議を経て、環境配慮の方針及びシステムについて見直しを行う。

附 則 この要綱は平成15年3月27日から施行する。

法務省の環境配慮について

平成15年7月11日

事務次官決定

「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ」(平成12年12月22日閣議決定。以下「基本計画」という。)に基づき、法務省の環境配慮について以下のとおり定める。

記

1 はじめに

政府は、持続可能な社会を構築するためには、社会を構成するあらゆる主体が環境に対する自らの責任を自覚し、公平な役割分担の下で、自主的かつ積極的に環境負荷を低減していくことを目指すことが必要であることを認識し、基本計画を閣議決定した。基本計画の効果的な実施のためには、自らの行動への環境配慮の織り込みに努めることが必要であり、基本計画も、関係府省は、自主的に環境配慮の方針を明らかにし、その推進に努めるものとしている。

このため法務省においては、環境基本計画の実行計画となる自らの環境配慮の方針を策定し、達成目標を含めた具体的取組とその推進体制の枠組みを定め、その取組の推進を図ることとする。

2 環境配慮の方針

(1) 大気環境の保全のための取組

ア 公用車の低公害化

環境負荷の少ない低公害自動車の導入に一層努め、平成16年度末までに一般公用車の低公害車導入率を100パーセントにする。

イ その他エネルギー使用量の抑制

公用車の効率的な利用、自転車の積極的な利用による公用車利用の抑制、昼休み等の消灯、エレベータの間引き運転、冷暖房の適正な温度設定などの手段を通じ、今後、電気、ガス及びガソリン、灯油その他の石油燃料の消費を年々逡減することを目標とする。

(2) 水環境の保全のための取組

節水コマを利用するなどして、毎年度の水道使用量を平成14年度の水準以下に抑えることを目標とする。

(3) 廃棄物の削減のための取組

ア 環境負荷の低減に資する環境物品等の調達

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の適切な実施を推進するための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努める。

イ 廃棄物の減量

文書の電子化・用紙の両面利用の徹底などを通じて用紙使用量を削減するとともに、耐久性の高い物品の購入及び廃棄物の分別・再利用の徹底に努めるなどして、廃棄物の発生を抑制し、その重量を平成14年度の水準以下に抑える。

ウ 施設の緑化

敷地内の緑化に努めるとともに、屋上緑化等の推進を図る。

(4) 被収容者への啓もう活動

矯正施設に収容されている被収容者に対し、日常生活におけるゴミの分別等の指導を通じて、環境意識を啓もうする。

3 配慮の方針推進の体制

上記2の方針の推進のため、環境配慮の方針推進本部（以下「推進本部」という。）を設け、その運営について次のように定める。

(1) 推進本部の体制

ア 本部長は、大臣官房長をもって充てる。

イ 副本部長は、大臣官房秘書課長をもって充てる。

ウ 委員は、次に掲げる者をもって充てるほか、本部長は、臨時に委員を指名することができる。

(ア) 大臣官房人事課長

(イ) 大臣官房会計課長

(ウ) 大臣官房施設課長

(エ) 大臣官房厚生管理官

(2) 推進本部の業務

推進本部は、次に掲げる業務を行う。

ア 環境配慮の方針の改定案の作成

イ 環境配慮の方針の推進

ウ 年1回以上の環境配慮の方針の進ちょく状況の点検及び公表

農林水産省環境配慮の方針

平成15年6月27日

農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部決定

基本的な考え方

農林水産業は、その生産活動及び生産活動の場である農地、森林、漁場の管理等（以下「生産活動等」という。）を通じて、水源かん養、国土保全、生物多様性の保全、景観の形成等環境の維持・保全に一定の役割を果たしている。また、近年では、大気中の正味の二酸化炭素を増加させずにエネルギーや素材として利用できる「バイオマス」を生み出す産業として、地球温暖化の防止や循環型社会の構築の面から期待が寄せられつつある。

一方、生産性向上のための生産様式の変化により、農林水産業が環境への負荷の原因の一つとなっていることも事実であり、このことが広く認識されつつある。また、自ら購入する商品が生産・流通・消費される過程での環境への負荷についての消費者の関心も高まっている。農林水産業自体が自然の物質循環に依存する産業であることをも踏まえれば、農林水産業の持続的な発展を図っていくためには、農林水産業の有する環境保全機能を適切に発揮させるとともに、生産活動等に伴う環境への負荷の軽減に常に取り組んでいく必要がある。

このため、農林水産省としては、施策の立案及び実施に当たって、健全な農地、森林、漁場等を保全するための施策を講じるとともに、農林水産物の生産・流通・消費の各段階における環境保全への取組を促進することによって、農林水産業の持続性を高めていくことが必要である。

他方、農林水産省は、全国に地方支分部局や現場組織を有する組織であり、環境物品の購入等農林水産省がその経済活動の主体としての活動を率先して環境配慮型にすることにより、社会全体の環境負荷の低減に一定の効果をもたらすことができると考えられる。

このような考え方に立ち、環境基本法に基づき平成12年に閣議決定された環境基本計画において、関係府省が自主的に明らかにすることとされている環境配慮の方針として、以下のとおり現段階における農林水産施策における環境配慮の取組を整理し、「農林水産省環境配慮の方針」として示すものである。

農林水産省における環境施策の現況

現在、農林水産省では、上記の基本的考え方に立ち、農林水産業の持続性を高めていくため、大きく分けて以下の7つの分野において各般の施策を講じている。（詳細は別表参照）

1．環境保全型農業の推進

- ・ 持続農業法等による化学肥料・化学農薬の低減やたい肥等を用いた土づくりの推進
- ・ 家畜排せつ物法に基づく家畜排せつ物の適正な管理
- ・ 有機性資源の土 - 草 - 家畜をめぐる自然循環機能の維持・増進

2．地球温暖化防止森林吸収源対策

- ・ 「地球温暖化防止森林吸収源10ヵ年対策」の展開により多様で健全な森林の整備・保全
- ・ 「緑の雇用」等による森林整備の担い手の確保・育成
- ・ 「農林水産省木材利用拡大アクションプログラム」の策定を端緒とした公共土木工事、補助事業施設等での木材利用の一層の拡大

3．生態系の構成要素たる水産資源の持続的利用

- ・ 水産資源の適切な保存及び管理
- ・ 環境との調和に配慮した水産資源の増殖及び養殖

4．バイオマス・ニッポン総合戦略の推進

- ・ 2010年に廃棄物系バイオマスの80%以上の利用を目指すなどの目標の達成に向けた体制整備
- ・ 地域の創意工夫あふれる取組を具体化するための計画策定、施設整備への支援
- ・ バイオマスの効率的な収集・輸送システムの構築
- ・ バイオマスの変換、利用に関する技術開発・実用化
- ・ 食品リサイクルの推進

5．健全な水循環を支える地域資源の保全

- ・ 里地や棚田の保全
- ・ 水質保全
- ・ 安定的な用水機能の確保
- ・ 水源涵養機能等の持続的発揮に向けた森林の整備・保全

6．農林水産関係公共投資のグリーン化

- ・ 農林水産公共事業の自然と共生する環境創造型事業への転換
- ・ 水産及び水生動植物の生息環境の保全
- ・ 藻場・干潟の造成等による「海の森づくり」

7．その他

- ・ 農林水産分野における環境に係る研究・技術開発
- ・ 環境教育の推進 等

通常の経済活動の主体としての環境配慮

農林水産省は、農林水産業及び食品産業等の関連産業の振興を推進する立場として農林漁業者や事業者の環境の保全への取組を促進するだけでなく、通常のエconomic活動の主体としても、自ら率先して環境保全への取組を進めていくこととする。

農林水産省では、これまでも「国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく環境物品の購入や「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」に基づく政府の実行計画等の実施等を通じて、以下のような環境負荷の低減への取組を行ってきたところであるが、今後は、経済活動の主体として、より効率的に環境配慮への取組を行うことができるよう、環境マネジメントシステム（いわゆる ISO14001 など）の導入を検討する。

- ・ 環境負荷の低減に資する環境物品等の調達
- ・ 低公害車の導入
- ・ 公用車の効率的利用・自転車の活用
- ・ エネルギー使用量の抑制
- ・ 再生紙などの再生品の活用
- ・ 木材・木製品の活用
- ・ 冷暖房の適正な温度管理
- ・ 太陽光発電等新エネルギーの有効な利用
- ・ 屋上緑化
- ・ ごみの分別、廃棄物の減量
- ・ 職員食堂からの食品廃棄物のたい肥化によるリサイクル
- ・ 職員食堂におけるバイオマス由来プラスチック食器の採用の検討

農林水産省環境配慮の方針の推進体制

農林水産省環境配慮の方針の見直し及び進捗状況の点検については、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省循環型社会構築・地球温暖化対策推進本部」が行うこととし、その結果は逐次公表するものとする。本部は、毎年の点検結果に基づき、必要に応じ改善措置を講じるとともに、農林水産省環境配慮の方針の見直しを行う。

別表 平成15年度における農林水産施策における環境配慮の取組について

分野	施策	施策の概要と環境配慮	目標値
環境保全型農業の推進	農業の持続的な発展に資する生産方式の定着・普及（環境保全型農業の推進）	持続性の高い農業生産方式の導入・促進のため、金融・税制上の優遇措置等により支援するとともに、技術指導を行う	有機物施用量を減少させない。 化学肥料施用量8.9kgN/10a
	大家畜生産における自然循環機能の維持増進	有機性資源の土・草・家畜をめぐる自然循環機能の維持・増進を図るための基盤の確保を図る。	飼料作物作付面積（H16）、飼料作物生産量（H16）、 大家畜1頭当たり飼料作物作付面積（H16）、大家畜経営1戸当たり飼料作物作付面積
	家畜排せつ物の管理・利用	家畜排せつ物の適正な管理及び利用の促進を通じて、環境負荷を低減するとともに、循環型社会の構築に貢献する。	野積み、素堀り等の解消（H16） 家畜排せつ物の高度化处理（H20）
	埋設農薬処理	埋設農薬を掘り出し、無毒化处理することにより、埋設農薬による土壌、水等に対する環境負荷を低減する。	処理技術の開発H15 埋設農薬の無毒化处理（H20）
	臭化メチル代替技術確立	オゾン層保護のため2005年までに原則全廃される臭化メチルに代わる防除技術等を確立する。	
	病虫害防除による環境負荷の減少	天敵・フェロモン等を利用した防除技術、農薬散布量低減化技術体系の確立等により、土壌・水等に対する環境負荷を低減する。	
	経営構造対策事業	認定農業者等の育成に当たり、たい肥製造施設、未利用資源活用施設等の整備にも支援する。	目標年次における計画処理量
	効果的・効率的な普及事業の展開	地域の特性に応じた農業技術の普及を進めるに当たり、環境と調和した持続性の高い農業生産方式の導入についても支援する。	
	新規就農の促進	将来の農業を担う人材を育成する農業大学校において、化学資材の使用量を削減した環境保全型農業についても普及。	
環境負荷低減のための農業技術の開発	試験研究独立行政法人が実施するプロジェクト研究等において、環境負荷低減のための農業技術を開発する。	土壌・養分管理技術の高度化 病虫害・雑草等の総合的管理技術の開発	

対地球温暖化防止森林吸収源	地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策の展開	森林の保全・整備、木材利用の推進等により国土の保全、水源のかん養等を図りつつ温室効果ガスである二酸化炭素の吸収を促進する。	京都議定書に基づく森林による二酸化炭素の吸収量約4,770万tCO ₂
	農林水産省木材利用拡大アクションプログラム	農林水産省所管の施設・事業における木材利用の拡大により地球温暖化防止及び循環型社会の構築に資する。	
	効率的かつ安定的な林業経営の育成	効率的かつ安定的な林業経営の育成により林業生産活動を活性化させるとともに、「緑の雇用」等により森林整備の担い手を確保、育成することを通じ、森林の多面的機能の発揮を図る。	(1)目標値 効率的かつ安定的に林業経営を担い得る者数 2,600 (H17) (2)サブ指標 林業就業者数 6万人 (H17) 林業労働災害件数 H5-H9の累計値に対し20%減 (H15)
続た生態系利用の資源の要持素	わが国周辺水域における水産資源の適切な管理	水産資源の調査、資源管理体制の整備、資源回復計画の作成普及、取締の強化等を通じて、適切な管理・利用体制を構築する。	わが国周辺水域における水産資源の持続的な利用の確保
	国際的な水産資源の管理と利用	国際漁業管理機関等における科学的議論のベースとなる情報の収集・分析等を通じ、責任ある国際漁業の管理体制の構築に資する。	
	つくり育てる漁業の推進	国民に安心される安全でおいしい水産物を安定的に供給するため、持続的増養殖を推進する生産体制の整備を支援する。	
バイオマス・ニッポン総合戦略の推進	食品廃棄物の発生抑制及び循環型社会の構築の推進	金融・税制上の優遇措置を含めた支援策を通じ、食品廃棄物の発生抑制・食品循環資源の有効利用を促進する。	事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率20% (H18)
	有機性資源の飼料化による利活用の推進	食品加工残さ等の有機性資源を飼料化して活用することにより循環型社会の構築に資する。	飼料製造量5年間4万トン以上。
	バイオマスの利活用の推進	家畜排せつ物、食品廃棄物等のバイオマスの利活用の促進のため、計画策定・新技術を活用した施設整備等を支援する。	モデル的に乾式メタン発酵施設、バイオマス由来燃料製造施設等の実用施設の整備を推進(H17)
	特用林産物の振興	特用林産物の生産拡大によって森林を支える林業経営の安定を図るとともに、木炭等の利用拡大により循環型社会の構築に貢献。	きのご類の生産量 39.1万トン(平成16年度)
	消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工	消費者ニーズに対応した流通・加工体制の構築に当たり、水産系廃棄物のリサイクル施設や排水の高度処理施設の整備も行う。	
	有機性資源の循環利用技術の開発	試験研究独立行政法人が実施するプロジェクト研究等において、有機性資源の循環利用技術を開発。	高品質資材の製造・利用技術の開発とリサイクルシステムの構築 バイオマスエネルギー利用技術の開発

の支健全 保え全 全るな 地水 域循 環資 源を	里地や棚田の保全	里地や棚田における土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進する。	
	農村地域の総合的整備の推進（のうち農業集落排水事業）	農業集落における尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設やそれらの循環利用を目的とした施設を整備する。	農村の健全な水循環並びに基本的な生活環境条件の確保の観点から、現在の中小都市並み程度の整備水準を目安として推進
	安定的な用水機能の確保	良質な食料・水・環境を安定的に確保するため、農業水利施設の計画的な保全・整備を図り、水資源の循環利用を促進する。	
農林水産関係公共投資のグリーン化	農業生産基盤の整備の推進	環境との調和への配慮を事業実施の原則とし、環境創造型事業を積極的に推進するため、地域の合意のもと市町村が作成する田園環境整備マスタープランを踏まえて事業を実施する。	
	農村地域の総合的整備の推進	農村景観や農村の自然環境の保全・復元に配慮した整備、都市住民等との交流に資する集落農園等の整備を総合的に実施する。	
	農村環境情報の整備及び生態系保全技術の確立	農村環境に係る基礎データを整備するとともに、生態系の保全技術を確立することにより、農業農村整備事業の環境配慮を促進する。	全国の農業地域における環境情報のデータベース化及び生態系保全技術の確立
	水田周辺地域の生物生息環境の保全	全国の農業水路等に生息する魚類や両生類等の生息環境を把握し、農業農村整備事業における生態系保全のあり方を提案し、環境配慮を促進する。	水田周辺水域における生物指標種の選定。環境配慮手法の提案
	山村地域の活性化	山村における就業機会の増大、生活環境の整備等により定住を促進することにより、林業生産活動や森林の見回り等の管理活動を通じて、森林の多面的機能の発揮に資する。	事業実施市町村の、次のいずれかの指標を満たす市町村の割合 100% 山村人口一人あたり 新規林業関連就労者数が振興山村地域の平均以上かつ事業実施前を上回ること 交流人口が当該市町村の住民以上かつ事業実施前を上回ること 地域産物等販売額が事業実施前の販売額を上回ること
	沿岸域における豊かな環境の創造（藻場・干潟の造成）	藻場・干潟の造成、海と森の一体的な整備、漁場の整備、有害生物の除去等を通じて良好な漁場環境の確保を図る。	平成14年～18年において5,000haの藻場・干潟の整備・保全を行う
	漁村地域における総合的整備の推進	漁港や漁場の水域環境の改善、漁村や海岸の景観の保持や自然と共生する豊かな漁村環境の創造を図る。	漁業集落排水施設における処理人口比率 約40%（平成18年度）（平成13年度末には約25%）

その他	調査・研究開発	農林水産分野における統計調査	環境施策の企画立案に資するため、農林水産業及び関連産業、農地・森林・漁場、農山漁村等に係る情報を収集する。	
		農林水産分野における環境に関するその他の研究開発	環境負荷低減のための農林水産技術の開発 森林・林業分野における研究開発の一環として、バイオマス資源の多角的利用技術の開発、花粉症対策品種の開発等、環境保全に資する研究、技術開発を推進。 漁業・水産業における研究・技術開発の一環として、漁船再利用技術、水産加工残滓リサイクル技術、水産資源循環型利用技術等の環境保全に資する技術の開発を行う。	(森林・林業分野における研究の目標値) 化石資源代替化技術の開発 循環型木質資源利用システムの開発 花粉生産の少ない品種等の開発(550品種、平成13年度～22年度)
境農山漁村の活性化を通じた環境保全		子供たちが農林漁業への理解を深めるための教育の推進	子供たちに農作業体験等の機会を提供することにより、農山漁村への理解を深め、環境教育に資する。	
		都市と農村の交流	都市と農村の交流の一環として、農村景観の維持・形成、農作業体験の場の設置等を通じて、グリーン・ツーリズムを推進。	
		中山間地域等の振興	条件不利地域である中山間地域等に対し、直接支払い、農村・農地環境の整備等の支援策を講じ、中山間地域等の農業の有する様々な多面的機能を確認する。	
		効率的かつ安定的な漁業経営の育成	効率的かつ安定的な漁業経営及びこれを担う人材の確保・育成によって、地域における漁業の振興や漁村地域の活性化を図り、もって漁場・漁村環境の向上や都市との交流に資する。	
		漁業生産を支える人材の確保	漁業生産を支える担い手の確保・育成によって、地域における漁業の振興や漁村地域の活性化を図り、もって漁場・漁村環境の向上や都市との交流に資する。	
		容器包装リサイクル対策	金融・税制上の優遇措置を含めた支援策を通じ、容器包装廃棄物の原料化及びリサイクルを促進。	
		農用地土壌汚染対策	農用地土壌の汚染の防止、土壌汚染除去対策の実施等を通じて、安全な農産物の生産を確保する。	
	遺伝子組換え農作物等の環境安全性確認	遺伝子組換え農作物等の環境に対する安全性について確認する。		

- 注
- ・ 本表は、あくまでも現段階における農林水産施策における環境配慮の取組を整理したものであり、今後本方針の改訂作業の中で、政策の見直しや明確な目標の設定等により改善が図られるものである。
 - ・ 本表においては、複数の分野に関係する施策であっても、混乱を避けるため、もっとも関連が深いと思われる分野のみに記載することとしている。

国土交通省環境政策の基本的方向

平成 1 5 年 3 月
国 土 交 通 省

- 目 次 -

1 . 国土交通省の環境政策に関する基本認識	1
2 . 国土交通省の環境政策の体系	
(1) 環境の保全と創出のための政策	2
【循環型社会の構築】	
住宅・社会資本整備等における環境負荷低減施策の推進	
静脈物流システムの構築	
廃棄物等の特性に対応したリサイクル	
【人類の生存の基盤となる地球環境の保全】	
地球温暖化対策の推進	
国際的な協調・連携や監視・観測体制の強化	
燃料電池の開発・普及	
【健全で恵み豊かな自然環境の保全・再生】	
自然再生の推進	
水循環系の健全化や海洋環境の改善	
【日常生活や社会活動の周辺環境の保全・改善】	
道路交通環境対策の推進	
騒音対策の推進	
公共施設等の緑化や自然景観等との調和	
ヒートアイランド対策の推進	
(2) 環境政策の基盤となる施策・意識改革を促す施策	8
(3) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮 ..	9
3 . 国土交通省の環境政策の推進体制	9

1. 国土交通省の環境政策に関する基本認識

循環型社会の構築、地球温暖化対策、自然環境の再生、大都市圏を中心とした大気汚染問題への対応等が強く要請されており、こうした近年の環境問題を取り巻く状況を踏まえると、社会資本整備や交通政策等に関し、環境の保全と創出のための環境政策の推進は特に重要であり、国土交通行政を総合的に推進する立場にある国土交通省は、環境行政の推進にあたり重要な役割を担っています。その際、社会資本については、整備面のみならず適切な維持管理による環境への配慮も重要です。

また、国土交通省は、全国に地方支分部局や現場組織を有しており、職員も約 4 万 6000 人を擁する組織であり、その事業の実施に必要な物資の調達を始めとして規模の大きな経済主体となっています。このことから、国土交通省が、経済活動の主体としての活動を率先して環境配慮型にすることは、社会全体に対して大きな効果を生み出すものと考えられます。

このように、国土交通省は、環境問題の解決に大きく貢献する責任を有する立場ではありますが、この他にも豊かで快適な社会の構築、経済の活性化、安全の確保、地域の振興といった多くの政策課題を抱えており、環境基本計画の目指す持続可能な社会の実現に向けては、これらの課題とのバランスを図りながら環境政策を推進していくことが必要です。

このためには、国土交通省の行う環境政策の推進状況を適切に把握・評価の上推進していくとともに、経済主体あるいは社会資本の維持管理主体としての環境への配慮についても、同様に適切に評価の上進めていくことが必要です。このような環境への配慮については、平成 12 年 12 月に閣議決定された環境基本計画においては、「関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにする」こととしており、国土交通省としてはこのことも踏まえ、「国土交通省環境政策の基本的方向」(以下、「基本的方向」という。)を策定しました。基本的方向においては、国土交通省において取り組むべき環境政策や環境への配慮を体系的に整理して示すとともに、その推進状況を自主的に点検する体制を示しています。

2. 国土交通省の環境政策の体系

国土交通省の環境政策に関する活動を以下のように分類し、それぞれについて具体的な目標とその達成のために必要な施策の方向性を示します。目標については、可能な限り定量的なものとし、毎年、評価を実施することにより、その進捗状況の点検を行います。

なお、国土交通省では、省全体の政策評価の基本計画として「国土交通省政策評価基本計画」を作成しています。基本的方向における目標の設定や評価の実施にあたっては、同計画やその他既存の計画の記載内容との整合性を図ります。

(1) 環境の保全と創出のための政策

【 循環型社会の構築 】

住宅・社会資本整備等における環境負荷低減施策の推進

《目標》

建設廃棄物の再資源化・縮減率

< 全体 >

85 % (H12 年度) 88 % (H17 年度) 91 % (H22 年度)

< アスファルト塊 >

98 % (H12 年度) 98 % 以上 (H17 年度) 98 % 以上 (H22 年度)

< コンクリート塊 >

96 % (H12 年度) 96% 以上 (H17 年度) 96 % 以上 (H22 年度)

< 建設発生木材 >

83 % (H12 年度) 90% (H17 年度) 95 % (H22 年度)

< 建設汚泥 >

41 % (H12 年度) 60% (H17 年度) 75 % (H22 年度)

< 建設混合廃棄物 >

25 % 削減 (H17 年度、H12 年度比) 50 % 削減 (H22 年度、H12 年度比)

建設発生土の有効利用率

60 % (H12 年度) 75 % (H17 年度) 90 % (H22 年度)

直轄工事におけるリサイクル率

< アスファルト塊 > : 99.7 % (H12 年度) 100 % (H17 年度)

< コンクリート塊 > : 97 % (H12 年度) 100 % (H17 年度)

< 建設発生木材 > : 75 % (H12 年度) 100 % (H17 年度)

《施策の柱》

・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適正な運用

- ・ 公共工事のゼロエミッション化等による建設廃棄物の減量・リサイクル推進
- ・ 公共事業等における再生資材等の利用促進
- ・ 発生抑制、再資源化等に関する技術開発の推進

静脈物流システムの構築

《目標》

循環型資源国内輸送コストの削減

港湾における廃棄物取扱い比率

< 一般廃棄物 > : 19 % (H9 年度) 21 % (H18 年度)

< 産業廃棄物 > : 11 % (H7 年度) 14 % (H18 年度)

《施策の柱》

- ・ 静脈物流システムやリサイクル拠点の構築

廃棄物等の特性に対応したリサイクル

《目標》

リサイクル部品を使用する自動車整備工場の割合

: 64.8 % (H12 年度) 80 % (H17 年度)

FRP 船リサイクルシステムの事業化 (H17 年度)

下水汚泥のリサイクル率の向上

積雪寒冷地における家畜ふん尿等のリサイクル技術の確立 (H17 年度)

《施策の柱》

- ・ 自動車リサイクルの推進
- ・ FRP 船リサイクルシステムの構築
- ・ 下水汚泥の減量化・リサイクルの推進
- ・ 下水汚泥等のバイオマスとしての利活用
- ・ 積雪寒冷地における家畜ふん尿等の利活用に関する実証研究

【 人類の生存の基盤となる地球環境の保全 】

地球温暖化対策の推進

《目標》

2010年におけるCO2の排出削減量（自然体ケースとの比較）

< 運輸部門 > : 約 4,600 万 t-CO2

地球地図プロジェクトの推進（データ整備の支援）

：12カ国(H14年度) 地球全陸域(H19年)

温室効果ガス世界資料センターで収集・公開する全世界の観測データ数

：637地点(H14年末) 680地点(H19年)

開発途上国に対する持続可能な開発のための貢献

環境負荷の小さい社会の構築に向けた先進国との連携・協力

《施策の柱》

- ・クリーン開発メカニズム(CDM)等京都メカニズムの活用
- ・水循環の健全化に向けた国際協力・協調
- ・海洋汚染防止
- ・環境に優しい自動車の開発等における国際協力・協調
- ・開発途上国における公共交通機関の整備に向けた国際協力
- ・地球環境の監視・予測
- ・地球地図プロジェクトの展開とその活用

燃料電池の開発・普及

《目標》

燃料電池の開発・普及促進

<自動車>：数台(H14年) 5万台(H22年) 500万台(H32年)

<住宅用>：住宅用燃料電池の実用化及び普及

北海道の地域特性を活かした燃料電池の実用化及び普及

《施策の柱》

- ・燃料電池自動車実用化に向けた取り組み
- ・住宅用燃料電池の技術開発の推進及び補助等による普及促進
- ・バイオガスを活用した燃料電池導入等に向けた取り組み

【健全で恵み豊かな自然環境の保全・再生】

自然再生の推進

《目標》

湿地の再生面積：0ha(H13年度) 300ha(H18年度)

新たな砂浜の創出面積：290ha(H12年度) 560ha(H18年度)

藻場・干潟の回復面積：6.5%(H12年度) 19%(H18年度)

環境の向上に資する良好な緑地の整備の推進

《施策の柱》

- ・河川、港湾、公園等における自然再生事業の推進
- ・情報提供の積極的な実施

水循環系の健全化や海洋環境の改善

《目標》

河川の適正な流量の確保

河川水質の向上（環境基準を満足する調査地点）

：83 % (H12 年度) 85 % (H18 年度)

下水道普及率の向上

下水道の高度処理人口普及率の向上

合流式下水道改善率 ； 10 % (H12 年度) 15 % (H16 年度)

水道水源域における下水道処理人口普及率

：48 % (H12 年度) 60 % (H18 年度)

海域における水質等の改善

雑用水利用の促進

《施策の柱》

- ・河川の水量の確保対策
- ・河川の水質浄化対策
- ・水質保全上重要な地域での下水道の普及促進、高度処理の推進
- ・下水道の中小市町村での重点的な普及促進
- ・合流式下水道の緊急改善
- ・海域における水環境の改善やゴミ・油回収等による海洋環境整備
- ・水循環系（流域単位等での水資源、水利用、水環境）の評価手法の確立
- ・健全な水循環系構築に関連する施策の連携の推進

【 日常生活や社会活動の周辺環境の保全・改善 】

道路交通環境対策の推進

《目標》

最新排出ガス規制適合車の割合

< 乗用車 > ； 6.2 % (H12 年度) 40 % (H17 年度)

< 貨物車 > ； 4.1 % (H12 年度) 30 % (H17 年度)

NO₂に係る環境基準達成率の向上

：三大都市圏で H22 年度までに大気環境基準を概ね確保
自動車に起因する PM 排出量の削減

：三大都市圏で H22 年度までに、自動車起因の PM が相
当程度削減されることにより大気環境基準を概ね確保

《施策の柱》

- ・自動車単体における NO_x・PM 対策
- ・環状道路の整備、ボトルネック対策等による交通容量の拡大
- ・TDM 施策等による自動車交通需要の調整・抑制

騒音対策の推進

《目標》

夜間騒音要請限度達成率の向上

航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率

：93 % (H12 年度) 95 % (H18 年度)

《施策の柱》

- ・遮音壁設置等の道路構造対策
- ・エコエアポートの推進
- ・航空機の夜間発着の規制及び騒音軽減運航方式の導入等の実施

生活環境における緑の確保や自然景観等との調和

《目標》

都市における公園・緑地の確保量の増加

都市内道路緑化率の向上

港湾空間の緑化率 6.9 % (H12 年度) 8.0 % (H18 年度)

河川における人工的な水際率 36 % (H12 年度) 34 % (H18 年度)

《施策の柱》

- ・都市公園事業等による緑の保全・創出
- ・道路、港湾、空港等における緑化の推進
- ・自然環境に配慮した多自然型川づくり

ヒートアイランド対策の推進

《目標》

都市のヒートアイランド現象の緩和

《施策の柱》

- ・ ヒートアイランド現象の実態解明と緩和に資する技術の研究開発
- ・ 市街地における緑とオープンスペースの確保
- ・ 都市廃熱の処理システムの検討
- ・ 住宅・建築物における対策
- ・ 水と緑のネットワークの形成

(2) 環境政策の基盤となる施策・意識改革を促す施策

《目標》

環境影響評価の適切な実施による環境への負荷の低減

《施策の柱》

- ・ 環境影響評価法の適正な運用
- ・ 情報提供の積極的な実施
- ・ 評価分析技術の高度化

《目標》

環境にやさしい資材や建設機械を使用した公共事業の推進

《施策の柱》

- ・ 環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進
- ・ 資材、建設機械や工法等に関する技術開発

《目標》

公共事業の計画段階における環境配慮の実施

《施策の柱》

- ・ 事業特性を踏まえ、事業毎に計画段階からの環境配慮の取組みを実施

《目標》

環境教育・環境学習の推進

《施策の柱》

- ・ 河川、港湾、公園等における場の提供を通じた支援
- ・ 関係省、地方公共団体との連携の強化

・ 情報提供の積極的な実施

《目標》

地域住民、NPO 等との協働の推進

《施策の柱》

・ 地域住民、NPO 等による環境保全活動に対する支援

《目標》

建設産業界、運輸産業界、観光産業界等との連携の推進

《施策の柱》

- ・ グリーン購入、環境経営等に向けた普及啓発
- ・ 業界ごとの自主的目標の設定を促進
- ・ 環境会計の導入等企業の情報公開の促進

(3) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

低公害車の導入

低公害車保有率 (一般公用車) : 21.4% (H13 年度末) 100% (H16 年度末)

環境負荷の低減に資する環境物品等の調達

エネルギー使用量の抑制

公用車の効率的利用、自転車の活用

製品等の使用量の削減・長期使用の徹底

ごみの分別、廃棄物の減量

既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

環境にやさしい建設資材、建具、空調設備等の導入と適正な管理

3 . 国土交通省の環境政策の推進体制

基本的方向の策定及び見直し並びに進捗状況の点検については、国土交通大臣を本部長とする「国土交通省環境政策推進本部」が行うこととし、その結果を広く国民に公表することとします。本部は、毎年の点検結果に基づき、必要に応じ改善措置を講じるとともに、基本的方向の見直しを行います。

環境省環境配慮の方針

はじめに

今日の環境問題は、廃棄物問題や自動車環境問題など地域的な問題から、地球温暖化や生物多様性の喪失、化学物質問題など空間的、時間的広がりを持つ問題にまで拡大し、深刻化しています。政府としては、こうした問題を解決し、持続可能な社会を構築するため、21世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにする「環境基本計画 - 環境の世紀への道しるべ - 」を平成12年12月22日に閣議決定しました。

環境基本計画の掲げる持続可能な社会の実現のためには、社会の構成員であるすべての主体が公平な役割分担の下に、様々な施策、取組を自主的かつ積極的に推進する必要があります。そのためには、同計画に示されているように各主体が自らの行動に環境配慮を織り込み、具体的な取組目標を設定して、その取組を適切に進行管理することが有効です。特に、関係府省は、環境基本計画を踏まえながら、自主的に環境配慮の方針を明らかにするとともに、その推進を図るため、政府は、率先して、自主的に、環境管理システムの導入に向けた検討を進めることとされています。

このため環境省では、以下のとおり、環境基本計画の実行計画となる自らの「環境省環境配慮の方針」を策定し、達成目標を含めた具体的取組とその推進体制の枠組みを定め、その取組の推進を図ります。

さらに、この取組に関する情報開示を進めることで、国民に対する行政の透明性と説明責任を徹底するとともに、すべての主体が自らの環境保全活動を進めることを触発するよう配慮します。

環境省環境配慮の方針の理念

環境基本計画は、環境基本法に掲げられた環境政策の基本理念を具体化していくための戦略を明らかにしたものです。環境保全に一元的な責任を持つ中央行政機関である環境省は、「環境省環境配慮の方針」によって同計画の着実な推進を図り、各主体の参画も得ながら「簡素」で「質」の高い活力ある持続可能な社会の実現を目指します。

環境省においては、既に、経済活動の主体としての活動を環境に配慮したものとするため、「環境省環境マネジメントシステム」を構築し、目標設定と実施状況の点検を行っているところであり、また、政策の企画立案と実施については、「環境省政策評価基本計画」により、毎年、目標設定及び実施状況の評価を行っています。

「環境省環境配慮の方針」の推進に当たっては、これらの仕組みを活用し、計画

(Plan)、実施(Do)、点検(Check)、見直し(Act)を繰り返すことによって自らの継続的な改善を図る手続である環境管理システムを構築・運用します。

このように、環境省自らの達成目標を含めた具体的取組を明らかにし、これを適切に進行管理することで、組織としての取組の効果的な実施を進めるとともに、職員一人ひとりの自覚と意識向上を促し、環境保全施策の効率的・効果的な推進を図ります。

環境配慮の基本的な方針

環境省の活動を以下のような3つの類型に区分し、そのそれぞれについて基本的な方針を示します。

(1) 環境保全のための政策の企画立案と実施

環境省の任務は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全を図ることであり、これら施策のすべてが環境保全を目的とするものです。

このため、環境省は、すべての施策について、環境基本計画を踏まえた目標とその達成のために推進すべき事務事業を示した「環境省政策体系」を定めます。そして、この体系に示した施策及び事務事業の実施と、「環境省政策評価基本計画」による評価を通じ、環境基本計画の着実な推進を図ります。

なお、年度ごとの取組については、重点施策も踏まえて進めます。

(2) 公共施設整備等における環境配慮

環境省の施策の中には、環境の保全を目的とした施策であっても、その実施に当たり環境に負荷を与える可能性がある施策があります。このような場合には、環境への負荷をできるだけ最小限にとどめるための配慮を行います。

このうち、自然公園等の施設の計画・設計に当たっては、「自然公園等事業技術指針」(平成13年3月作成)に基づき環境に配慮した取組を行います。

また、廃棄物処理施設整備に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びその他の関係法令・通知等の遵守により、環境への負荷をできる限り低減します。

(3) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

通常の経済活動の主体として国の占める位置は極めて大きく、国自らがその経済活動に際して環境保全に関する行動を実行することによる環境負荷の低減が大きく期待されています。また、地方公共団体や事業者、国民の自主的積極的な行動を求めるためにも、国自らが率先して実行することの意義は高いと考えられます。平成12年5月にはグリーン購入法が制定され、また、平成14年7月には、地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画が策定され、経済主体としての国の活動に環

環境配慮を織り込んでいく取組が進められています。

環境省としても、自ら率先して、通常の経済活動の主体としての活動について、グリーン購入法や地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画の適切な実施に努めるため、環境省本省の活動を対象に、「事業者としての環境省の環境方針」を定め、「環境省環境マネジメントシステム」(平成14年7月 ISO14001 認証取得)により、目標を設定し、その取組を推進します。また、本省以外の組織においても、「事業者としての環境省の環境方針」に準じた取組を推進します。

配慮の方針推進システム(環境管理システム)

本方針の進行管理のための基本的事項及び体制については、「環境省環境配慮の方針推進システム設置要綱」において定めます。このうち、上記(1)及び(2)の進行管理については「環境省政策評価基本計画」(3)の進行管理については「環境省環境マネジメントシステム」において行うこととします。

特に、本方針の実施状況については、自律的な仕組みである推進システムの趣旨を踏まえ、毎年個別の進行管理の中で評価を行うことにより、自己点検を実施します。

このような自己点検結果や環境配慮の方針にかかわる事項については、環境省の取組の透明性及び説明責任の確保を図るため、個別の進行管理の仕組み及び本システムにおいて広く国民に公表します。

さらに、本方針及びその推進システムの継続的改善を図るため、毎年自己点検結果や中央環境審議会の意見などを踏まえ、取組の改善措置を講じるとともに本方針及び推進システムの見直しを行います。

平成14年11月25日
環境大臣

環境省環境配慮の方針推進システム設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、環境基本計画に基づき、環境省の環境配慮の方針を推進するために、環境省が運用・管理する環境管理システムである環境配慮の方針推進システム(以下「システム」という。)の基本的事項及びその推進体制を定める。

(システムの運用に関する基本的事項)

第2条 環境配慮の方針は、以下に定めるところにより推進する。

- (1) 環境保全のための政策の企画立案と実施及び環境施策として行う公共施設整備等における環境配慮については、環境省政策評価基本計画に基づき行うものとする。
 - (2) 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮については、環境省環境マネジメントシステムに基づき行うものとする。
 - (3) 環境配慮の方針に係る事項のうち(1)及び(2)を除く事項については、次条以下に定めるところにより行うものとする。
- 2 このシステムの実施に当たっては、以下の仕組みに基づく施策の推進、評価、改善等と十分調整を行い、効果的かつ効率的な事務の推進を図ることとする。
- (1) 「生物多様性条約」に基づく生物多様性国家戦略
 - (2) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号)に基づく政府の実行計画
 - (3) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針
 - (4) 「循環型社会形成推進基本法」(平成12年法律第110号)に基づく循環型社会形成推進基本計画

(システムの適用対象組織)

第3条 システムの適用対象は、次に掲げる区域及び組織とする。

- (1) 適用行政組織
環境省のすべての組織
- (2) 適用対象区域
環境省の組織が所在するすべての区域

(最高意思決定層)

第4条 システムを推進するため、最高意思決定層は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 環境配慮の方針の策定及び改定を行うこと。
 - (2) システムの見直しを行うこと。
 - (3) システムの運用に必要な人的、物的及び財政的資源を確保すること。
- 2 最高意思決定層は、最高責任者と副最高責任者で構成する。最高責任者は環境大臣をもって充て、副最高責任者は環境副大臣及び環境大臣政務官をもって充てる。
- 3 副最高責任者は、最高責任者を補佐し、最高責任者に事故があるとき又は最高責任者が欠けたときにその職務を代理するものとする。
- 4 副最高責任者が最高責任者の職務を代理する場合の代理の順位は、環境副大臣、環境大臣政務官の順とする。

(環境管理統括者の設置)

第5条 システムを運用管理するため、環境管理統括者を置く。

- 2 環境管理統括者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) システムの確立及び運用管理に関すること。
 - (2) システムの運用状況の最高意思決定層への報告に関すること。
- 3 環境管理統括者は、事務次官をもって充てる。

(部局長会議の設置)

第6条 システム全体の調整を行うため、部局長会議を置く。

2 部局長会議は、次の場合に審議を行う。

- (1) システムの調整を行う必要が生じたとき
- (2) 環境配慮の方針の策定又は改定を行うとき
- (3) システムの見直しを行うとき

3 部局長会議は、環境管理統括者、官房長及び部局長で構成し、環境管理統括者が開催する。

(環境配慮の方針推進事務局の設置)

第7条 システムの円滑な運用管理を行うため、環境配慮の方針推進事務局を置く。

2 環境配慮の方針推進事務局は、次の事項を処理する。

- (1) 最高意思決定層の補佐に関する事務
- (2) 環境管理統括者の補佐に関する事務
- (3) 部局長会議に関する事務

3 環境配慮の方針推進事務局の事務局長は、総合環境政策局環境計画課長をもって充てる。

(環境方針等の公表)

第8条 環境配慮の方針及びシステムに関する事項等は、公表する。

(点検)

第9条 環境配慮の方針の進捗状況については、毎年点検を行う。

(環境配慮の方針及びシステムの見直し)

第10条 最高意思決定層は、第7条に定める部局長会議の審議を経て、環境配慮の方針及びシステムについて見直しを行う。

2 前項の見直しは、文書化するものとする。

3 最高意思決定層は、第1項の見直しを行ったときは、その結果に基づいて環境管理統括者に必要な指示を行う。

(その他運用に関し必要な事項)

第11条 システムの運用に関し必要な事項は、この要綱に定めるほか、以下に定めるところによる。

- (1) 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)に基づく環境省政策評価基本計画
- (2) 環境省環境マネジメントシステム設置要綱

附 則

この要綱は、平成14年11月25日から施行する。